

青少年インターネット環境整備法改正案の概要

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け

青少年確認

フィルタリング説明

フィルタリング有効化措置

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。

※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等
フィルタリング容易化措置を義務付け

3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日